

青森県保健医療計画（がん対策部分）の中間見直しについて

1 青森県保健医療計画の中間見直しに向けた基本的な考え方

（1）経緯

- 現行の医療計画の期間は平成30年度（2018）から令和5年度（2023）までの6年間。医療法第30条の6の規定に基づき、在宅医療その他必要な事項について、現行計画の3年目に当たる令和2年度中に中間見直しを行うこととされている。
- 中間見直しに当たり、国の「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針（以下「構築指針」という。）」が一部改正されている。（令和2年4月13日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

（2）本県の対応

- 今回の中間見直しでは、計画の全面改定は行わず、現計画策定後の事情変更等により、計画見直しの必要があれば、その分のみ追加・変更するものとする。
- 中間見直し手続きは、現計画策定時と同様とし、5疾病5事業及び在宅医療に係る各協議会で検討後、取りまとめた計画変更素案は医療計画部会（県医療審議会の下部組織）での協議を経て、県医療審議会に諮問し、答申を得る。（2ページ参照）
- 中間見直しのスケジュール（3ページ参照）

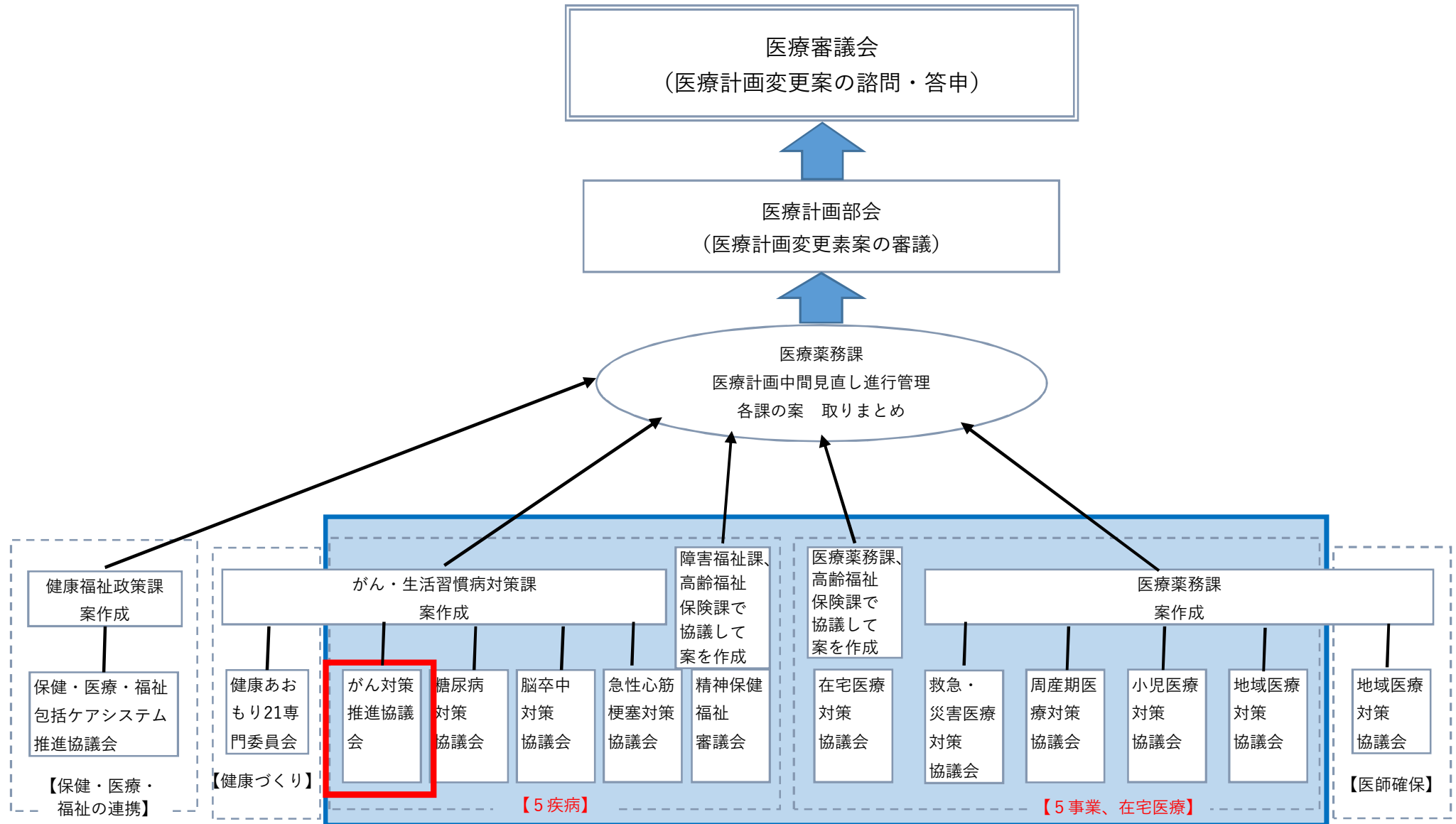


青森県保健医療計画（表紙）

2 各協議会における協議事項

- 本協議会では、以下の項目について現計画への反映・見直しの必要があるか検討する。
 - （1）現計画の取組状況・評価
 - （2）国の構築指針の変更点
 - （3）現計画策定後の状況変化（法改正等）

医療計画中間見直しに係る各協議会と庁内各課の関連図



中間見直しのスケジュール

□ 令和2年9～11月

●各対策協議会（5疾病・5事業及び在宅医療）の開催

◇がん対策推進協議会（9月16日）

【中間見直しの検討】

- ・現行計画の取組状況の評価
- ・国の構築指針の変更点の確認
- ・現行計画策定後の状況変化

●各対策協議会で検討した計画変更素案の取りまとめ（11月末まで）

□ 令和2年12月

●県医療計画部会

⇒医療計画変更素案の協議

（5疾病・5事業及び在宅医療等）

□ 令和3年2月

●パブリックコメント、関係機関意見照会

⇒医療計画変更案の決定

□ 令和3年3月

●県医療審議会

⇒医療計画変更案の諮問・答申

青森県保健医療計画（がん対策部分）の中間見直しについて

○ 協議事項及び対応案

（１）現計画の取組状況・評価 資料１－２のとおり

<対応案>

現計画の目標及び施策に引き続き取り組むこととし、現計画の変更は行わない。

（２）国の構築指針の変更点

５疾病のうち「がんに関する医療提供体制」は、第７次医療計画（国計画）の中間見直し後も現在と同様の指標を継続して使用することとし、次期計画に向けて、第４期がん対策推進基本計画（国計画）の策定と並行して指標等の見直しを検討することとされた。

<対応案>

国においても特段の変更はないことから、現計画の変更は行わない。

（３）現計画策定後の状況変化（法改正等）

現計画の見直しを要する法改正等はないため、現計画の変更は行わない。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、５疾病５事業及び在宅医療の対策ごとに計画の見直し等を行わず、必要な対策等については、各協議会の中で適宜協議を行っていくものとする。（感染症対策として総括的に計画に記述することを想定。）

令和３年度は「青森県がん対策推進計画」全体の中間評価を行う予定